茨城県報　第2480号

平成25年４月22日

月　曜　日

目　　次

告　　示

ページ

◉県税の収納事務の委託（税務課）……1
◉救急医療協力診療所の指定取消し（医療対策課）……2
◉大規模小売店舗の新設の届出（中小企業課）……2
◉平成25年度地籍調査事業計画（農村環境課）……4
◉道路の区域の変更（２件）（道路維持課）……4
◉道路の供用の開始（３件）（道路維持課）……5
◉土地区画整理事業の事業計画変更の縦覧（都市整備課）……6
◉事業計画の変更の認可（下水道課）……6
◉土地改良区役員の退任（農林事務所）……7
◉土地改良区役員の就任（農林事務所）……7

（人　事　委　員　会）

◉選考により職員の採用を認める職の一部改正……7

公　　告

◉落札者等の公示（広報広聴課）……8
◉落札者等の公示（管財課）……8
◉落札者等の公示（総務事務センター）……9
◉茨城県郷土工芸品指定の解除（観光物産課）……9
◉軽油引取税に係る免税証の無効（県税事務所）……9

告　　示

茨城県告示第483号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条の２第１項の規定に基づき，次のとおり県税の収納の事務を委託したので，同条第６項において準用する同令第158条第２項の規定に基づき告示する。

平成25年４月22日

茨城県知事　橋　本　　昌

１　受託者の住所及び氏名並びに委託内容

住　　所	氏　名	委託内容
茨城県水戸市南町二丁目５番５号	株式会社常陽銀行	県税の収納事務の連絡調整

住　所	氏　名	委託内容
東京都千代田区鍛冶町一丁目８番３号	地銀ネットワークサービス株式会社	県税の収納事務の取りまとめ
東京都千代田区二番町８番地８	株式会社セブン－イレブン・ジャパン	直営店及び加盟店における県税の収納事務
東京都品川区大崎一丁目11番２号	株式会社ローソン	直営店及び加盟店における県税の収納事務
東京都豊島区東池袋三丁目１番１号	株式会社ファミリーマート	直営店及び加盟店における県税の収納事務
愛知県稲沢市天池五反田町１番地	株式会社サークルＫサンクス	直営店及び加盟店における県税の収納事務
東京都千代田区岩本町三丁目10番１号	株式会社デイリーヤマザキ	直営店及び加盟店における県税の収納事務
東京都千代田区神田錦町一丁目１番地	ミニストップ株式会社	直営店及び加盟店における県税の収納事務
広島県広島市安佐北区安佐町大字久地665番地の１	株式会社ポプラ	直営店及び加盟店における県税の収納事務
茨城県土浦市小松二丁目13番１号	株式会社ココストアイースト	直営店及び加盟店における県税の収納事務
神奈川県横浜市中区日本大通17番地	株式会社スリーエフ	直営店及び加盟店における県税の収納事務
群馬県前橋市亀里町900番地	株式会社セーブオン	直営店及び加盟店における県税の収納事務
愛知県名古屋市中区栄一丁目７番34号	株式会社ココストア	直営店及び加盟店における県税の収納事務
北海道札幌市中央区南９条西五丁目421番地	株式会社セイコーマート	直営店及び加盟店における県税の収納事務
東京都中央区日本橋一丁目１番１号	国分グローサーズチェーン株式会社	直営店及び加盟店における県税の収納事務
東京都港区港南一丁目８番27号	株式会社しんきん情報サービス	加盟店における県税の収納事務

２　委託期間　　平成25年４月１日から平成28年３月31日まで

茨城県告示第484号

次の救急医療協力診療所について，茨城県救急医療協力病院及び診療所に関する規則（昭和52年茨城県規則第11号）第４条第１項第１号の規定による申出の撤回があったので，同条第２項において準用する第３条第２項の規定により告示する。

平成25年４月22日

茨城県知事　橋　本　　昌

名　称	所　在　地
高橋医院	取手市白山１－８－14

茨城県告示第485号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第５条第１項の規定による大規模小売店舗の新設の届出について，同条第３項の規定に基づき次のとおり公告し，その関係書類は，本日から４月間縦覧に供する。

なお，この公告に係る大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地からの意見を述べようとする者は意見書を本日から４月以内に茨城県知事に提出することができる。

平成25年４月22日

茨城県知事　橋　本　　昌

1　届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1)　名称及び代表者氏名

芙蓉総合リース株式会社

代表取締役　佐　藤　　隆

(2)　住所

東京都千代田区三崎町三丁目３番23号

2　届出事項の概要

(1)　大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）ひたちなか新光町複合施設新築計画

ひたちなか市新光町27番１

(2)　大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

氏名又は名称	住　　所	代表者氏名
株式会社アルペン	愛知県名古屋市中区丸の内二丁目９番40号	水　野　泰　三
株式会社ジーユー	東京都港区赤坂９丁目７番１号	柚　木　　治

(3)　大規模小売店舗の新設をする日

平成25年10月25日

(4)　大規模小売店舗内の店舗面積の合計

5,143㎡

(5)　大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

ア　駐車場の収容台数　　239台

イ　駐輪場の収容台数　　20台

ウ　荷さばき施設の面積　　64㎡

エ　廃棄物等の保管施設の容量　　18㎥

(6)　大規模小売店舗の施設の運営に関する事項

ア　大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

（開店時刻）　午前６時

（閉店時刻）　午後10時

イ　来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前５時30分～午後10時30分

ウ　駐車場の自動車の出入口の数

４箇所

エ　荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前６時～午後９時

3　届出年月日

平成25年４月10日

4　縦覧の場所

茨城県商工労働部中小企業課

茨城県告示第486号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第６条の３第２項の規定に基づき，平成25年度地籍調査事業計画を次のように定めた。

平成25年４月22日

茨城県知事　橋　本　　昌

調査を行う者の名称	調査目的	調査地域（計画区名）	調査期間
北茨城市	地籍の明確化	大津町の一部（大津Ⅰ） 平潟町の一部（平潟Ⅰ）	平成25年４月22日 ～ 平成26年３月31日
大子町		矢田の一部（矢田Ⅳ）	

茨城県告示第487号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第１項の規定に基づき，道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は，平成25年４月22日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成25年４月22日

茨城県知事　橋　本　　昌

1　道路の種類　一般国道

2　路線名　125号

3　道路の区域

区間	旧新の別	敷地の幅員	延長	摘要
		メートル	メートル	
土浦市真鍋五丁目2178番４地先から 土浦市高岡字西ノ台1915番３まで	旧 (A)	最大 33.0 最小 7.0	6,510	
	旧 (B)	最大 52.0 最小 20.0	7,081	
土浦市下坂田字前山1762番７から 土浦市高岡字西ノ台1915番３まで	新 (A)	最大 33.0 最小 7.0	3,442	旧道移管
土浦市真鍋五丁目2178番４から 土浦市高岡字西ノ台1915番３まで	新 (B)	最大 52.5 最小 20.0	7,081	

茨城県告示第488号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第１項の規定に基づき，道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は，平成25年４月22日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成25年４月22日

茨城県知事　橋　本　　昌

1　道路の種類　県道

2　路　線　名　つくば野田線

3　道路の区域

区　間	旧新の別	敷地の幅員	延　長	摘　要
		メートル	メートル	
つくば市飯田257番６地先から つくば市飯田439番１地先まで	旧 (A)	最大　33.7 最小　11.0	225	
つくば市飯田254番７地先から つくば市飯田439番１地先まで	旧 (B)	最大　44.1 最小　9.0	236	
つくば市飯田257番６地先から つくば市飯田439番１地先まで	新(A)	最大　33.7 最小　11.0	225	迂回路撤去

茨城県告示第489号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第２項の規定に基づき，道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は，平成25年４月22日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成25年４月22日

茨城県知事　橋　本　　昌

1　路　線　名　一般国道　354号

2　供用開始の区間　鉾田市汲上2940番地先から
　　鉾田市汲上3034番地先まで

3　供用開始の期日　平成25年４月22日

茨城県告示第490号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第２項の規定に基づき，道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は，平成25年４月22日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成25年４月22日

茨城県知事　橋　本　　昌

1　路　線　名　県道　茨城鹿島線

2　供用開始の区間　鉾田市札104番３地先から
　　鉾田市札141番１地先まで

3　供用開始の期日　平成25年４月22日

茨城県告示第491号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第２項の規定に基づき，道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は，平成25年４月22日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成25年４月22日

茨城県知事　橋　本　　昌

１　路　線　名　県道　下檜沢上小瀬線

２　供用開始の区間　常陸大宮市上小瀬2674番１地先から

常陸大宮市上小瀬2654番地先まで

３　供用開始の期日　平成25年４月22日

茨城県告示第492号

土浦・阿見都市計画事業阿見吉原土地区画整理事業の事業計画を土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第55条第13項において準用する同法同条第１項の規定により公衆の縦覧に供するので，土地区画整理法施行令（昭和30年政令第47号）第３条の規定により下記事項を公告する。

なお，当該事業計画で都市計画に定められた事項以外の事項について意見のある利害関係者は，平成25年５月20日までに茨城県知事に意見書を提出することができる。

平成25年４月22日

茨城県知事　橋　本　　昌

１　縦　覧　期　間　平成25年４月23日から平成25年５月６日までの２週間

２　縦　覧　時　間　午前９時から午後５時まで

３　縦　覧　場　所　水戸市笠原町978番６

茨城県土木部都市局都市整備課

（土曜日，日曜日及び祝日を除く）

龍ケ崎市馴柴町35番地

茨城県竜ケ崎工事事務所

茨城県告示第493号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第１項の規定により，事業計画の変更を認可したので，同条第２項の規定において準用する同法第62条第１項の規定に基づき，次のとおり告示する。

平成25年４月22日

茨城県知事　橋　本　　昌

１　施行者の名称

石岡市

２　都市計画事業の種類及び名称

石岡都市計画下水道事業

石岡市公共下水道

３　事業施行期間　平成10年11月９日から

平成29年３月31日まで

４　事業地

(1)　収用の部分

変更なし

(2)　使用の部分

平成15年11月4日茨城県告示第1707号及び平成23年3月3日茨城県告示第248号の事業地のうちアに掲げる区域を削り，当該事業地にイに掲げる区域を加えた区域

ア　石岡市大字下林字藤ノ宮，字前田，字飯塚，字亀ヶ谷及び字薊谷原，大字根小屋字叶尻，字名花の内及び字根田，大字山崎字新谷，字八郎及び字園西並びに大字宮ヶ崎字下八郎の各一部の区域

イ　大字上林字高田，大字下林字薊谷原及び字竜口，大字根小屋字寺後並びに大字山崎字園西の各一部の区域

茨城県告示第494号

東茨城郡城里町石塚2065番地7に事務所を置く常北土地改良区から次のとおり役員が退任した旨，土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により届出があったので，同条第17項の規定により公告する。

平成25年4月22日

茨城県県央農林事務所長　福　田　一　郎

退　任

職　名	氏　名	住　所
理　事	小　瀧　準之助	東茨城郡城里町大字上古内894番地

茨城県告示第495号

行方市玉造甲429番地1に事務所を置く玉造上土地改良区から次のとおり役員が就任した旨，土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により届出があったので，同条第17項の規定により公告する。

平成25年4月22日

茨城県鹿行農林事務所長　小　林　達　也

就　任

職　名	氏　名	住　所
理　事	弓　削　宏　明	行方市玉造甲1912番地

（人 事 委 員 会）

茨城県人事委員会告示第1号

昭和42年茨城県人事委員会告示第2号で告示した職員の任用に関する規則（昭和41年茨城県人事委員会規則第18号）第27条第4号の規定に基づき，選考により採用できるものとして人事委員会が認める職の一部を次のように改正し，平成25年4月16日から適用する。

平成25年4月22日

茨城県人事委員会委員長　江　橋　湖三郎

第21号の次に次の1号を加える。

22　医療ソーシャルワーカーの職

公　　告

◉落札者等の公示

次のとおり落札者等について公示します。

平成25年４月22日

茨城県知事　橋　本　　昌

1　落札又は随意契約に係る物品等又は特定役務の名称及び数量

平成25年度いばらきインターネットテレビ運営業務

2　契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

知事公室広報広聴課　水戸市笠原町978番６

3　落札者又は随意契約の相手方を決定した日

平成25年３月12日

4　落札者又は随意契約の相手方の氏名及び住所

株式会社フレッシュハーツ　茨城支店　支配人　菅沼　公明

茨城県水戸市笠原町1560　第３信輝ビル２Ｆ　Ａ

5　落札又は随意契約に係る契約金額

183,860,880円以内（消費税及び地方消費税含む額）

6　契約の相手方を決定した手続

公募型プロポーザル方式（随意契約）

7　随意契約を行った理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第１項の１

◉落札者等の公示

次のとおり落札者等について公示します。

平成25年４月22日

茨城県知事　橋　本　　昌

1　落札又は随意契約に係る物品等又は特定役務の名称及び数量

茨城県庁舎及びその敷地内で使用する電気約15,108,000キロワット時の供給

2　契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

茨城県総務部管財課　茨城県水戸市笠原町978番６

3　落札者又は随意契約の相手方を決定した日

平成25年３月６日

4　落札者又は随意契約の相手方の氏名及び住所

東京電力株式会社茨城支店水戸支社長　浅水　一成

水戸市自由が丘３番57号

5　落札金額又は随意契約に係る契約金額

東京電力（株）の電気需給約款に記載されている契約種別「特別高圧季節別時間帯別電力Ａ」を適用

6　契約の相手方を決定した手続

随意契約

7　随意契約の理由

地方自治法施行令第167条の２第１項第８号の規定による

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

◉落札者等の公示

次のとおり落札者等について公示します。

平成25年４月22日

茨城県知事　橋　本　　昌

［掲載順序］

①落札又は随意契約に係る物品等又は特定役務の名称及び数量　②契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地　③落札者又は随意契約の相手方を決定した日　④落札者又は随意契約の相手方の氏名及び住所　⑤落札金額又は随意契約に係る契約金額　⑥契約の相手方を決定した手続　⑦一般競争入札又は指名競争入札によることとした場合には，茨城県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則第４条第１項の公告又は第５条第１項の公示を行った日　⑧随意契約による場合はその理由　⑨その他必要な事由

①総務事務支援システム運用保守業務委託　②総務部総務事務センター　水戸市笠原町978番25　③平成25年３月27日　④日本電気株式会社茨城支店　水戸市三の丸１－１－25　⑤159,862,500円　⑥随意契約　⑧地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第１項第２号

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

◉茨城県郷土工芸品指定の解除

茨城県郷土工芸品指定要領に基づき，茨城県郷土工芸品の指定を平成25年４月15日に次のとおり解除したので公表する。

平成25年４月22日

茨城県知事　橋　本　　昌

（工芸品の名称）	（製造市町村名）
ひたち欅細工	日立市

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

◉軽油引取税に係る免税証の無効

次の軽油引取税免税証は，平成24年10月１日以降無効とする。

平成25年４月22日

茨城県行方県税事務所長　黒　田　晴　之

用　途	種　類	記号及び番号	枚　数	有効期間	販売業者の所在地及び名称
バラス 製造業	１リットル	A403506 〜 A403508	３枚	平成24年10月１日 〜 平成25年３月31日	神栖市南浜７番 ビーエス工運（株）

毎週月・木曜日発行（緊急事項は号外発行 休日の場合は繰下発行）（定価送料とも1月 金　3，060円）

発　行　　茨　城　県

購読申込先　〒310－8555　茨城県水戸市笠原町978番6
茨城県総務部総務課
電話番号　029（301）1111（代）